

青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 七月 五日

青森県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長

船橋 茂久

青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号

青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、広域連合の総務課長の職にある者をもって、選挙長に充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。